

## 横浜市乳幼児一時預かり事業 障害のあるお子様の受け入れについて

乳幼児一時預かり事業では、事前に児童状況書によりお申し出いただくことで、障害のあるお子様をお預かりする際に、通常よりも施設側の保育者を増やして、安全に保育を行うことができる制度があります。

※お子様の障害の等級に応じて、対応する保育者の人数が異なります。

### 【制度の対象】

身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所受給者証、障害福祉サービス受給者証のいずれかを交付されているお子様

### 【手続き方法】

- ・すでに交付をされているお子さまは、ご利用予約時にスタッフまでお知らせください。
  - ・「児童状況書兼同意書」をお渡しいたしますので、ご記入の上ご提出ください。
  - ・利用開始後に交付もしくは手続きをされた場合は、速やかにお知らせください。
- ※いずれの場合も、提出資料として手帳の写しが必要となります。

### 【留意事項、その他】

- ・お申し出の際には、お子様の日頃のご様子等について、お話を伺います。安全に保育を実施するためですので、ご理解いただき、施設へご相談ください。
- ・施設では、制度に基づく保育者の増員を行った場合においても、安全に保育を実施することが難しいと判断する場合には、お子様の預かりをお断りする場合があります。
- ・お申し出にあたり、ご提出いただいた書類や情報については、こども青少年局子育て支援課に提出します。個人情報保護法及び条例の規定に基づき適正に管理し、本事業の目的以外においては使用しません。
- ・制度の対象となるのは、「児童状況書兼同意書」をご提出いただいた利用月の1日以降です。
- ・手帳交付申請中の方は、手帳交付を受けてから「児童状況書兼同意書」を提出して下さい。

※何かご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。(045-312-9202)